

尾鷲市特定健診受診率向上対策業務委託 仕様書

1. 委託業務

特定健診受診率向上対策業務委託

2. 委託の目的

三重県尾鷲市の令和5年度の特定健康診査の受診率は39.7%であり、国の設定する全保険者の受診率70%という目標値との乖離は大きい。目標値の達成のためには、本市において今までにない試みが必要であり、データ活用による特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3. 委託期間

契約の日から令和8年3月25日

4. 受託者が行う業務

受託者は、特定健診等データ分析、受診勧奨通知の作成・発送業務及び、この事業に関連するその他業務を実施することとする。なお、当該業務は、その全てが国の国保ヘルスアップ事業の対象となること。

(1) 特定健診等データ分析業務

受託者は市が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析を行い、特定健診対象者の特徴別に複数のグループに分類する。

(2) 受診勧奨通知の作成・発送業務

ア) 受診勧奨通知の作成

(1)で分類したそれぞれのグループに適した受診勧奨メッセージでの通知を作成する。受診勧奨メッセージについては、事前に市と協議し決定する。

イ) 受診勧奨通知の印刷

・市が提供する情報をもとに、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した受診勧奨通知を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

・宛名については、市が提供する最新の情報(転居情報など)が全て反映されているものとする。

・市が提供する外字ファイルにより、外字への変換を対応することとするが、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

・印刷内容については、受託者は、市に事前に校正の確認を行う。

・校了後、特徴別に分類したグループごとの受診勧奨通知のサンプルを市に10部

ずつ納品する。

ウ)受診勧奨通知の発送

- ・特定健診の受診期間7月から11月の間で2回以上通知することとし、発送時期については、市と受託者で協議することとする。
- ・市から提供される発送対象除外者リストをもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

(3)その他業務

ア)期中報告

(1)に定めるデータ分析の結果について、市に報告する。

イ)期末報告

受託期間が終了するまでに、受託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を市に報告する。

上記効果検証をもとに、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、市に提案を行う。

事業全体の経過や実施結果の分かるものを市の指定する形で成果品として納品すること。

5.市が提供できるデータ及び、そのデータの受渡し方法

(1)市は業務に使用するため、次のデータを受託者に提供することとする。

なお、市から提供されたデータについては、受託者が受託者の定める様式等に合うように加工し使用するものとする。

ア)分析のために提供するもの

①特定健診結果等データ

・FKAC167(特定健診情報管理システムから抽出したもの)

※過去5年度分(前年度分を含む)

(令和6年度、5年度、4年度、3年度、2年度)

②特定保健指導実施データ

・FKAC165(特定健診情報管理システムから抽出したもの)

※過去5年度分(前年度分を含まない)

(令和5年度、4年度、3年度、2年度、元年度)

③特定健診対象者データ

・FKAC161(特定健診情報管理システムから抽出したもの)

※当年度を含む3年度分(令和7年度、6年度、5年度分)

※各年度当初時点(4月1日時点)で、その年度内の健診対象全員のデータを含む。

④被保険者情報データ

- ・被保険者管理台帳(KDB システムから抽出したもの)

イ)印刷・発送のために提供するもの

- ・特定健診対象者の宛名データ
- ・外字ファイル

ウ)勸奨通知に掲載するために提供するもの

- ・個別健診実施医療機関データ(管内医療機関のみ、医療機関名、電話番号等)
- ・集団健診実施データ(実施場所、日程等)
- ・市章データ

エ)勸奨通知発送の都度提供するもの

- ・発送対象除外者リスト(すでに受診済み、国保脱退など)

オ)期末報告前に提供するもの

- ・特定健診受診結果データ

※当年度を含む3年度分(令和7年度、6年度、5年度分)

カ)その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、仕様書に定めのないデータが必要になった場合、市と受託業者にて協議の上、提供する。

(2)市は次の方法でデータを受け渡すこととする。

ア)データの提供に当たっては、原則として、市から受託者へ LGWAN を通じて提供するものとする。

イ)アの運用ができない場合は、追跡サービス付きの手段(レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど)の利用により、市と受託者間でデータの授受を行う。

ウ)ア)、イ)とも運用ができない場合は、市と受託業者にて協議の上、個別に提供方法を定める。

エ)データの授受に係る費用については、受託者が負担する。

6. 暴力団等不当介入に関する事項

(1)供給者は暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに注文者に報告すること。注文者への報告は必ず文書で行うこと。

- (3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、注文者と協議を行うこと。

7. 個人情報保護の徹底

個人情報保護の本旨を周知徹底し、関係諸法令、尾鷲市個人情報保護条例並びに次の個人情報取扱事項を遵守すること。

- (1) 受託者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報保護に関する法令及びガイドライン(以下「個人情報保護法令等」という。)に従って、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を第三者(業務の実施に当たって知る必要のある自己の役職員を除く。以下同じとする。)に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報保護法令等に従って行わなければならない。
- (4) 受託者は、市の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を本契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、個人が識別できないよう加工した分析結果及び統計情報をその業務の改善、製品開発、新規事業等のために利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)することができる。
- (6) 受託者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。
- (8) 受託者は、委託業務のため合理的に必要な範囲内で、個人情報の取り扱いを第三者に再委託することができる。再委託をする場合、受託者は市に対し、事前に再委託する業務内容及び再委託先について、通知(書面・メール等を含む)する。受託者は、再委託先に対して、本個人情報取扱特記事項において受託者が負うのと同様以上の義務を課し、再委託先による個人情報の取り扱いについて市に対して責任を負うものとする。
- (9) 受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報

(受託者が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、業務完了後直ちに廃棄又は返還するものとする。

- (10) 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- (11) 市は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について受託者の業務時間中、受託者の通常業務に支障をきたさないよう合理的に配慮した上で、随時実地に調査することができる。
- (12) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

8. その他

- (1) 業務の開始に当たり、市と受託者は業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、市及び受託者の両者が協議の上で決定する。
- (3) 必要に応じて交付金申請時のヒアリング及び会計検査時の対応を行うこと。
- (4) 受託者は市が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (5) 受診勧奨通知に差出人の記載が必要な場合は、差出人の記載の他に、その通知が市からの通知物であることが分かるような表記を加える。
- (6) 受診勧奨通知が、宛先人不明等の理由から不着として受託者に返送された場合、委託業務完了後に市にて廃棄を行う。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者が協議して決定する。